

令和7年度 いじめ防止全体計画（いじめ防止基本方針）

34 二本松市立小浜中学校

	基本理念 (1) 「いじめ防止対策推進法」及び本市「いじめ防止基本方針」、「子どものいじめ防止条例」に基づき、いじめはどの生徒にも起こりうるものであることを踏まえて、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。 (2) いじめは生徒の尊厳を害するとともに犯罪その他の重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることをすべての生徒が認識し、いじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。 (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた生徒等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携の下に行う。
本校の課題	1 本校における現実的な課題として考えられることは、小学校から同じ人間関係が固定されているため、一度問題が発生した場合になかなか改善が難しいことである。また、メディアの使用による生活リズムの乱れなども、不登校の問題へと繋がっている。さらに、SNSなどの普及によりいじめが学校の問題だけではなく広範囲になることも考えられる。 そこで、今後の課題としては、次のことが考えられる。 1 いじめの現状を定期的（4月、6月、8月、10月、12月、2月）に把握するよう指導体制を整えること。 2 相談や報告ができるようにして、いじめについての認識を高めさせること。 3 家庭におけるSNSなどの利用状況を手帳などを使用して把握し、正しい使用方法などを身に付けさせること。 4 インターネット安全講座などからいじめの情報や行動に対する正しい判断力を育てること。 このために (1) 生徒理解に努め、共通理解のもと教師間の温度差のない指導支援にあたる。 (2) 教科・道徳・特別活動・その他の学校生活全体を通して一貫した指導支援にあたる。 (3) いじめ防止については、早期発見に努め、継続指導にあたりとともに、家庭・地域関係諸機関との連携を密にし、一貫した指導支援にあたる。
いじめ防止等の対策のための組織	2 いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。 1 名称 「いじめ防止対策委員会」 ・定期開催（4月、6月、8月、10月、12月、2月 スクールカウンセラー勤務日） ・随時開催（いじめの認知により） ※生徒観察、手帳や保護者から情報 ※いじめアンケートや教育相談の実施により事案が発生した場合 2 構成員 校長 教頭 生徒指導主事 担任 学年主任 養護教諭 スクールカウンセラー 3 組織の役割 (1) 学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正 (2) いじめの相談・通報の窓口 (3) いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有（緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など）

3 い じ め 防 止 の 目 標	1 学校生活における規範意識の確立 (1) 日常生活の基本的な行動様式を身に付けさせ、洗練された生活マナーを養う。 (2) 場に応じた言葉遣いや挨拶、態度を常に心掛けさせる。 (3) いじめ防止に努め、早期発見・早期治療に徹し、継続指導援助を強化する。 2 人間関係の醸成 (1) 客観的な考え方、相手の立場に立ったものの考え方を養う。 (2) 集団の一員であることを自覚させ、協力しあうことをめざす。 3 生徒自身の自己実現 (1) 様々な生活場面に正しく適応できる態度を養う。 (2) 全教員が生徒の良い行いを見取って価値付けをすることで、自己肯定感を育む。
---	---

4 い じ め 防 止 の 実 践 方 針	1 全職員の共通理解のもとに計画、実施し、目的達成にあたる。 (1) 生徒指導主事が中心となって原案を作成し、全職員に提示する。 (2) 指導体制を確立して実践する。 2 生徒理解を基盤として、生徒指導を推進する。 (1) 生徒との対話を多くして、生徒との信頼関係を築き、生徒理解に努める。 (2) 諸調査や生徒観察によって、生徒理解を図る。 3 教育相談を充実して、個々人が円滑に、自己を伸長したり、自己実現できたりするように援助する。 (1) 生徒と共有する時間を多くもち、個々人の特性について理解支援する。 (2) 教師相互の連絡を密にして、より適切な指導支援ができるようにする。 (3) 機会あるごとに教育的な相談を実施し、指導援助する。 (4) 生徒の実態を考慮して、弾力的でかつ個別的指導支援をする。 4 校内外のいじめ防止に努め、健全な生活を支援する。 (1) 早期発見・早期治療に努めるとともに、継続的に指導支援にあたる。 ① 教育相談の実施。 ② アンケートの実施。年6回予定（隔月1回実施） (2) 家庭・地域・関係機関との連携を密にし、一貫した指導支援にあたる。 ① 啓発活動の推進。 ② 情報の収集。
---	--

5 他 領 域 に お け る 重 点	1 道徳 (1) 日常生活の行動様式が、学習の中で取り上げられ、深化されるようにする。 (2) 学習の中で形成された価値観や心情などの道徳的判断力が日常生活の中に生かされ、道徳的な実践が習慣化されるようにする。 2 特別活動 (1) 諸活動の中から連帯感を育て、創造や耐える意志と態度を育てる。 (2) 生徒活動(学級活動・生徒会活動・部活動)、学校行事などの活動を通して、自分の特性を生かしたり、周囲と協力したり、課題を解決したりする態度を育てる。 (3) 学年を縦割りにした異年齢による活動を推進する。 清掃、体育祭での班活動、生徒会等の企画による交流会など (4) 生徒総会時に生徒会役員を中心にいじめ撲滅のルールを作り、全校でいじめについて考え、学ぶ機会を設ける。さらに、各学級で「いじめ撲滅」に向けての具体的な行動を確認し、掲示物を作成する。 3 その他 (1) 日常生活全般を通して、直面する諸問題に対する判断力を身に付け、行動できる態度を育てる。
--	---

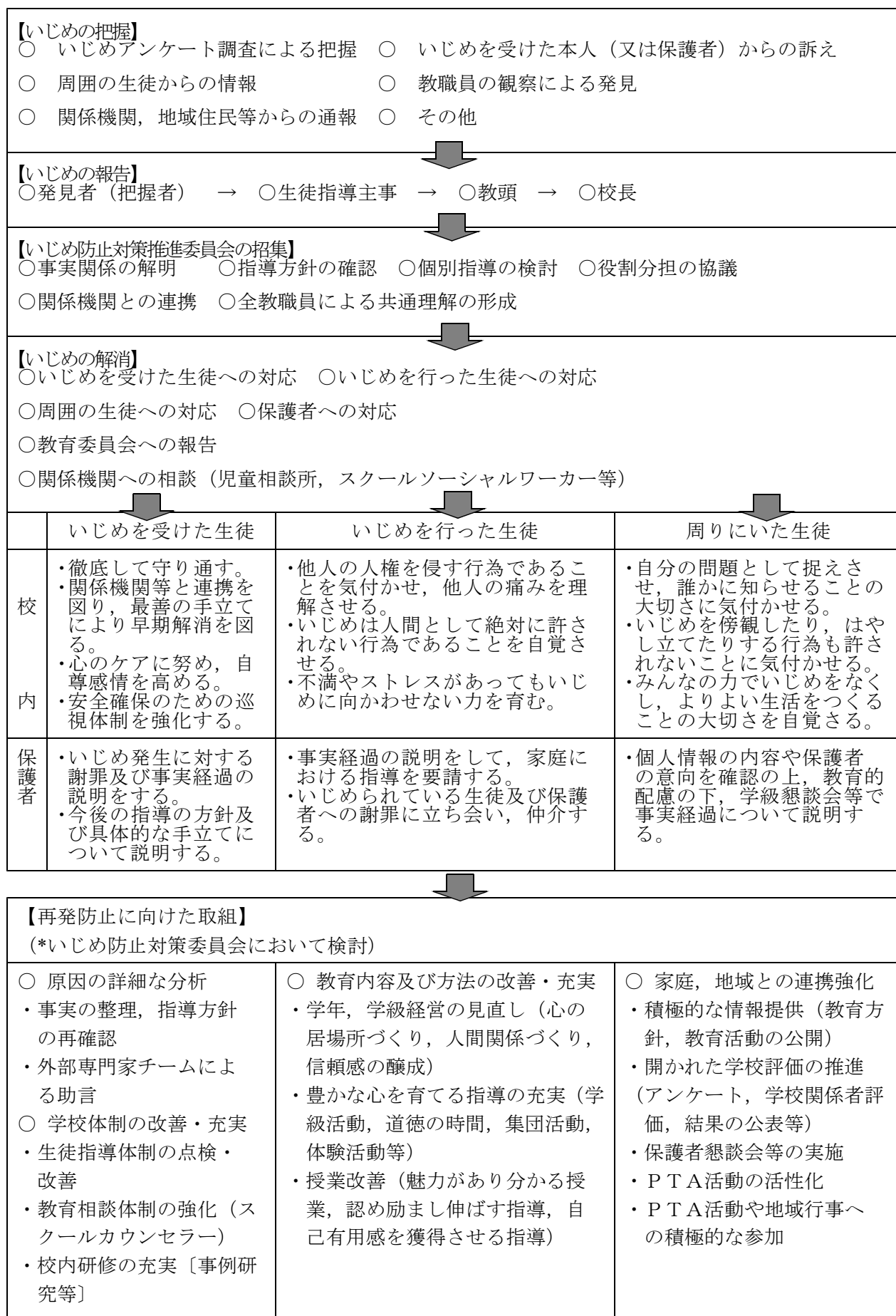
6 い じ め に 対 す る 措 置 や 重 大 事 態 発 生 時 の 対 応	1 いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめ対策委員会を開催し、正確な情報の把握、共通理解、問題の解決に向けた組織的な指導・支援体制で対応する。 2 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するものの協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導及びその保護者に対する助言を継続的に行う。 3 いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。 4 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。 5 ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講じる。 また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、外部の関係機関と連携して対応する。 6 重大事態発生時の対応 ※ 重大事態とは (1) いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。 (2) いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 ※ 重大事態の報告 重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。 ※ 重大事態の調査 (1) 重大事態が発生した場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。 (2) 全校生徒及び保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。 (3) 学校としての説明責任を果たし、真摯に情報を提供する。
---	---

◎ 生徒が主体となって取り組む活動

1 「いじめ撲滅」について個人の目標を立て、生徒会本部で集約し、小浜中「いじめ撲滅のルール」を作り、前期生徒総会で公表する。 2 全校生がルールを守れるよう呼びかけを行う。 3 後期生徒総会でルールが守られていたか個人で振り返りを行い、生徒会本部で集約し、全体で共有するとともに、「いじめ撲滅」について全校生で考える機会とする。

7 いじめ発生時の対応

(1) 【いじめ発生時フローチャート】



(2) いじめを受けた生徒、保護者への支援

- ① 学級担任など信頼関係が築けている教師を中心に、いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。その際、いじめを受けた生徒の心情に十分な配慮をし、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応する。
- ② 即日家庭訪問を実施し、可能な限り迅速に保護者へ事実関係を伝える。事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う等、いじめを受けた生徒の安全の確保を確認し、保護者の不安解消に努める。
- ③ いじめを受けた生徒が信頼できる親しい友人、教職員、家庭、地域の人等と連携し、生徒に寄り添い支える体制の構築を図る。
- ④ いじめを受けた生徒が安心して学習や生活ができるよう、よりよい学習環境の確保を図る。
- ⑤ 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、所轄警察署、児童相談所等外部の関係機関との協力による生徒、保護者の心のケアを行う。
- ⑥ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分に注意を払い、折に触れ必要な支援や相談を実施する。

(3) いじめを行った生徒、保護者への対応・助言

- ① 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った生徒を指導する。その際、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ② 確実に事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など関係機関の協力を得て、問題の解決を進める。
- ③ 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、学校と保護者が以後も連携がとれるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ④ いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全を確保し、健全な人格の発達に配慮する。また、生徒の個人情報の取扱い等には十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ⑤ 状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導や、警察との連携による措置など、毅然とした対応をし、再発防止に努める。